

令和 8 年度（2026）事業計画

はじめに（令和 8 年度事業に向けて）

令和 8 年度は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果を背景として国内需要の回復が見込まれるとともに、人手不足への対応や社会基盤維持に向けた取組の進展により、高齢者の就業機会の拡大が期待される状況にある。

こうした中、シルバー人材センター事業においては、将来的な会員 100 万人体制の構築を目標としつつ、中期的な事業発展の指針として、会員数が過去最高であった約 79 万 2 千人（平成 21 年度）水準の回復を目指している。令和 6 年度に策定された「新たな仲間づくり計画～10 万人の増加を目指して！～」に基づき、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間で、全国会員純増 10 万人超を目標として取組が進められている。

当センターにおいても会員拡大及び就業開拓に努めているが、会員数は計画目標を下回る水準で推移しており、人手不足分野等における就業ニーズに対して、必要会員数を十分確保できない状況が生じている。結果として、受注機会の減少につながる場面も見られるなど、就業会員の確保・拡大が重要な課題となっている。

このため、一人でも多くの新規入会者の獲得を図るとともに、就業可能会員の拡充による受注対応力の強化に取り組むものとする。

また、令和 6 年 11 月に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス・事業者間取引適正化法）への対応として、令和 7 年 4 月から発注者、会員、センターの三者による包括的契約方式へ移行し、発注者との契約手続を進めているところである。

これに伴い、就業情報の適切な提供と就業条件明示の確実な実施を図るため、パソコンやスマートフォンを活用した就業情報提供の電子化を推進し、書面による提供から電子データによる対応へと段階的に移行する方針とする。その推進に当たり、会員のデジタル活用能力向上を目的として、スマートフォン講習会等の学習機会を継続的に提供する。

さらに、第四次中期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が本年度で期間満了となることから、これまでの取組成果及び課題を検証し、令和 9 年度以降の事業推進指針となる第五次中期計画の策定に着手するものとする。

1 センターの基本方針

(1) 臨時・短期・その他軽易な業務に係る就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、地域に密着した仕事を高齢者の能力、希望等に
応じて請負又は委任による形式で就業機会を提供する。

(2) 職業紹介事業及び派遣事業による就業機会の提供

臨時・短期・その他軽易な業務の範囲において、高齢者への職業紹介事業及び労働者派遣事業による就業機会を提供する。

(3) 就業に必要な知識、技能を付与するための講習

就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することで、
直接就業に結びつけるとともに、より広い就業分野の仕事を確保する。

(4) 事業推進のための諸活動及び社会参加活動の推進

シルバー事業を推進するための普及啓発のほか、安全・適正就業の推進、調査研究、就業分野の開拓・拡大、相談やその他の社会参加活動を推進する。

2 基本目標

会員純増 10 万人超の目標設定に向けて、70 歳代を中心とした会員の増
(特に女性会員数の増) と未就業会員、退会会員の抑制、会員拡大・入会
率向上に努める。

そのため、次の目標を掲げる。

(1) 会 員 目 標 会員純増 10 万人超達成に向けて、期間中純増 110 人を 目指す。

(令和 7 年度末会員数見込みに 18 人増を目標)

(2) 収 益 118, 019 千円

(内 訳)

事業収益 74, 077 千円

包括的契約 43, 942 千円

就業延人員 63, 000 人日以上

(3) 派 遣 事 業 派遣契約金額 7, 015 万円

派遣就業延人員 8, 700 人日

3 事業の実施計画

(1) 臨時・短期・その他軽易な業務に係る就業機会の提供

① 就業機会の拡大

公平な就業機会の提供のため、ワークシェアリング・シフト制就業

を推進し、就業実人員、就業延べ人員の向上と会員の高年齢化に対応する多様な仕事の開拓に努めて就業実績向上を目指す。

ア 公共団体（廿日市市）との連携により、高齢者家庭や現役世代を支援する多様な業務展開を図るとともに、各種公共施設の管理（指定管理を含む）受付業務等の継続・受注拡大

イ 民間企業・事業所等における屋内外軽作業・清掃等の受注継続と新たな仕事の開拓

ウ グループ就業の体制を維持し、個人・家庭における植木の剪定や草刈り業務などの請負（受任）業務の継続と受注拡大

エ 商工会議所、観光協会ほか経済関係団体との連携と就業拡大

オ 会員の高年齢化に対応した仕事や女性向けの就業開拓

カ 未就業会員、退会会員の抑制のためのワークシェアリングの推進

② 独自事業の展開等

ア 認可外託児所「なかよしルーム」の効率的運営

イ 家庭の廃食用油のリサイクル回収（資源の再利用）の継続

ウ 女性ならではの視点による事業（就業）の開拓

(2) 職業紹介事業及び派遣事業による就業機会の提供

60歳以上の定年退職者等で、臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務での雇用による就業を希望する者（センター登録会員外を含む）を対象に有料の職業紹介を行う。また、派遣事業は、労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、企業・事業所等に派遣を希望する会員を対象に就労の活躍分野を拡大する。

① 有料職業紹介事業

60歳以上の高年齢者（センター会員登録外を含む）に、臨時的、短期的、軽易な業務で、事業所等の求人に応じて就業者を紹介する場合は、この制度を活用する。

② 労働者派遣事業の推進

サービス業等人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野における就業開拓（女性会員向け、ホワイトカラー向け）に努め、就業実人員・延人員等、就業実績の向上を目指す。

(3) 就業に必要な知識、技能を付与するための講習

各種の就業分野において必要とされる技術・技能、また、仕事におけるノウハウを習得するため、職群別の講習会を実施する。

① 各種講習会の実施

就業に必要とされる技能講習の実施ほか、県内及び広域圏で開催される家事援助、子育て支援講習への参加を促進し、会員の知識・能力の向上を図る。さらに、会員によるスマートフォン活用を支援するため、随時の講習会等を実施する。また、女性会員拡大のため、女性向けの講座・講習会の開催を通じた入会の促進、趣味・特技を活かせる教室・サロン等の企画・実施に取り組み、女性会員活動の活性化を図る。

② 高齢者活躍人材確保育成事業の連携と推進

広島県シルバー人材センター連合会との連携により、就業に必要な知識やノウハウを習得するための各種の技能講習を実施するほか、働く意欲を持つ高齢者が経験のない分野などでも円滑に再就職できるよう、必要な能力を習得するための技能講習等の実施などを推進する。

(4) 事業推進のための諸活動及び社会参加活動の推進

シルバー事業の広報・普及活動に努め、就業を通じた地域社会への貢献、地域の一員としての奉仕活動など会員の社会参加を推進する。

① 普及啓発

シルバー事業を社会に広く周知し、高年齢者の入会促進、就業促進を目指した活動を展開するとともに、会員の意識啓発を図る。

ア ホームページ掲載、ポスター掲示、パンフレット・チラシの配布

イ 市広報（行政機関）による入会説明会、その他の講習会等の周知

ウ 市及び関係団体が開催する各種のイベント・行事（桜まつり等）

への参画、参加

エ 役員等専門部会による企業・事業所、一般家庭への広報活動

オ 会員「一人ひとりが広告・宣伝塔」となる広報発信と事業促進

カ 普及啓発促進月間の「シルバーの日」を中心に、地域の一員としてのボランティア活動を展開

キ ICT（情報通信技術）の活用、ハローワークとの連携による広報普及活動の推進

② 安全、適正就業の推進

安全就業は、事業遂行の根幹をなすものであり、重篤事故、傷害事故を撲滅するため、会員の「自分の安全は自分で守る」という安全意識の徹底・高揚を図るとともに、安全対策の徹底に努める。また、損害賠償事故の多発傾向が全国シルバー保険財政を破綻寸前に追い込んでおり、特に、草刈り時の飛散防止対策の徹底及び請負作業全般における発注者や第三者への危害・損害の防止に努める。

適正就業では、受注内容を点検することにより、適正な請負契約を確保するため、不適正事案（偽装請負等）の派遣事業への切り替えや契約解除などの是正措置を行うほか「適正就業ガイドライン（H28.9）」に沿って、臨時的、短期的、その他の軽易な業務の範囲において、就業を推進する。

ア 安全就業

安全を最優先とし、危険（箇所）作業の排除、安全保護具等の装着指導、発生事故の検証及び防止対策、事故発生状況や関連情報の提供など「自分の安全は自分で守る」という安全意識の周知啓発・徹底により、事故の防止に努める。

- ・ 安全・適正就業委員会の安全等推進会議の実施
- ・ 安全パトロールの実施（就業箇所の安全確認、保護具指導等）
- ・ 事故再発防止のためのペナルティー制度の遵守
- ・ 機械除草による飛び石等の損害賠償事故防止の強化
- ・ 職群班の安全就業に関する研修・会議等の実施
- ・ 安全意識啓発のための研修会・講習会等の実施
- ・ 事故発生の現状や防止策など情報の提供
- ・ 熱中症予防と対策の周知啓発
- ・ 車輛の運転者を対象とした安全運転講習等の実施
- ・ 会員の健康管理（検診受診等の自己管理）の推進
- ・ 派遣事業における、衛生委員会の活動指針による対策の徹底

イ 適正就業

シルバー人材センターの「適正就業ガイドライン（H28.9）」に沿った、適正な就業の確保に努める。

- ・ いわゆる偽装請負の是正や法の制限を受ける就業の排除
- ・ 臨時的・短期的・その他の軽易な業務の日数、時間上限（月 10 日程度、週 20 時間）の遵守
- ・ 長期就業の是正ため、5 年以上の同一職種、同一場所で就業する会員の交代促進
- ・ ワークシェアリング、ローテーション就業の推進

③ 調査研究事業

女性会員の獲得及び女性会員活動の活性化を図るため、趣味や特技が生かせる同好会等の発足、また、先進事例の研究により新たな職域の開拓などに取り組む。

④ 就業分野の開拓等

公共施設、企業、事業所及び店舗等への訪問活動により、シルバー事業の広報普及と就業開拓に努め、サービス業等の人手不足分野への人材派遣、現役世代の支援分野における仕事の掘り起しに努める。

⑤ 入会相談、情報提供の拡充

会員拡大を核に据え、次の取り組みによる入会促進を行う。

ア 会員純増 10 万人超の目標では、期間中 110 人純増を目標とし、令和 8 年度の会員数の目標は、令和 7 年度末の会員数に 18 人増を設定する。

イ アのうち女性会員は、令和元年度実績の 153 人以上を目標

ウ 毎月定期の入会説明会に加え、随時開催と出張説明会の実施

エ 入会説明会では、仕事情報の一部開示などの工夫

オ 入会相談への随時対応

カ 会員の家族・友人・知人等への入会勧奨（1 人 1 会員入会活動）

キ 「会員募集」広告の随時発行

ク 退会防止の検討（例：ゴールド会員制度の活用）

ケ 情報提供とデジタル化の推進

- ・事務局ニュース配布による定期の情報発信

- ・SMS 通信の活用による情報発信（携帯メール）

- ・会員向け専用情報サイトの活用

- ・Web 入会システムによる入会申し込み手続き又は仕事の受注

コ 地域班、職群班の班長会議等による情報共有の推進

⑥ 社会参加活動の推進

地域社会の一員として、奉仕（ボランティア）活動への参加を促進するとともに、行政、福祉・商工観光団体等が開催する各種の行事やイベントへの積極的な参画及び参加により、地域との一体感の醸成を図る。

ア ボランティア活動

- ・シルバーの日の奉仕活動（地区・地域別清掃活動など）

イ 各種イベント・行事への参加

- ・行政及び関係団体等の各種イベント・行事等への積極参加

ウ 参加促進の情報提供手段

- ・センターHP、SMS（メール送信）、会員向け専用情報サイト、事務局ニュース等

⑦ センターの組織強化の推進

シルバー事業の基本理念の下に役員等で構成する専門部会、職群班

の連携強化に努める。

ア 役員等組織の強化と連携

- ・女性役員の登用
- ・公益法人制度改革による外部理事・外部監事の導入
- ・ガバナンス強化を図るための役員研修会開催（理事の内部強化の取組）
- ・PDCAサイクルによる事業の進捗管理と運営
- ・先進事例等を参考に、組織編成・強化策の研究
- ・「地域班の今後について」の検討と地域班役員（班長・副）の業務の簡素・効率化の推進
- ・地域班、職群班の主体的活動の支援

イ 事務局機能の強化

- ・職員の資質能力向上のための研修・教育等の強化
- ・デジタル環境整備による業務の効率化
- ・「新」公益法人制度改革への対応
財務規律の柔軟化
自律的ガバナンスの充実、透明性の向上

⑧ 「フリーランス法」への対応

- ・会員への取引条件（報酬額・業務内容等）の事前明示義務の徹底
- ・会員への就業募集情報の的確な表示
- ・会員向け専用情報サイト（電磁的方法）の活用促進
- ・新契約方式（包括的契約）への移行を推進する
- ・新契約方式（包括的契約）と従来方式の区分による適正な会計処理

⑨ 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症対策

国の感染症対策に基づき、会員のワクチン接種の促進など、感染予防の啓発に努める。

⑩ 第五次中期計画の策定

令和４年３月策定の「第四次中期計画（令和４年度～令和８年度）」が期間を満了することから、令和９年度から令和１３年度のまでの５か年に係る事業推進、活動方針を示す「第五次中期計画」の策定に取り組む。